

平成23年4月20日版

エネルギーの使用の合理化に関する法律
第63条に基づく定期報告書
記入要領

資源エネルギー庁

省エネルギー対策課

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第63条に基づく 定期報告書記入要領

はじめに

この記入要領は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）第63条に基づく定期報告書の記入方法についてまとめたものです。定期報告書の記入に際しては、定期報告書様式にある「備考」及びこの記入要領をよく読んだ上、誤記のないようにお願いします。

なお、日本標準産業分類が平成19年11月に改訂されておりますので、定期報告書表紙の「主要事業」の欄をご記入される際には、改訂版の分類にてご記入下さい。

また、平成22年度4月より「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」に記載のある単位発熱量の一部が改正されましたので同月以降にご提出いただく定期報告書については新しい数値を用いてエネルギー使用量を算定して下さい。

記入に当たっては、資源エネルギー庁及び経済産業局のホームページに掲載してある各種様式の電子媒体をご活用下さい。

<北海道経済産業局HP>

http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enehou_kaisei/index.htm

<東北経済産業局HP>

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/syo_energy/syoene_hou/syoene_hou.html

<関東経済産業局HP>

<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/1-2-2yuso.htm>

<中部経済産業局HP>

<http://www.chubu.meti.go.jp/enetai/shoene/shoene-ninusii.htm>

<近畿経済産業局HP>

http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/20kaisei_youshiki.html

<中国経済産業局HP>

<http://www.chugoku.meti.go.jp/energy/shouene/index.htm>

<四国経済産業局HP>

http://www.shikoku.meti.go.jp/1_sesaku/index.html#14

<九州経済産業局HP>

<http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/frame.htm>

<資源エネルギー庁HP>

<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/save02.htm>

定期報告書の提出対象となる荷主

定期報告書の提出対象となる荷主は、省エネ法第61条の規定に基づく特定荷主です。

なお、「荷主」とは自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者へに輸送させる者をいいます。ここで「貨物輸送事業者」は本邦内の各地間において発着する他人又は自らの貨物を、業として、エネルギーを使用して行う者をいいます。

1. 報告義務者及び罰則

定期報告書の提出は、原則、事業者の代表者（例：法人の場合は代表取締役社長等）が行います。

事業者の貨物輸送の管理業務等を委託された管理会社（物流子会社又は3PL事業者等）が代行して提出することはできません。

なお、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、省エネ法の規定に基づき罰せられます。（50万円以下の罰金が課される。）

2. 報告書の提出期日、提出先及び提出部数

定期報告書は、毎年6月末日までに主務大臣（経済産業大臣及び当該事業者が行う事業を所管する大臣）に提出してください。

経済産業大臣への提出にあたっては、事業者の主たる事務所の所在地（本社等）を管轄する経済産業局長あてに1部提出してください。（提出先は5頁の「定期報告書の提出先一覧」に示すとおりです。）事業所管大臣への提出先については、別添資料2を参照ください。

3. 休業、廃業、転業及び名称変更等

休業、廃業、転業、名称変更等の場合は、その都度、定期報告書の提出先にその旨連絡をしてください。

定期報告書の送付先一覧

経済産業局の窓口	管轄区域	経済産業局の所在地	窓口電話番号 (FAX番号)
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区 北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)
東北経済産業局 エネルギー課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区 本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)
関東経済産業局 エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 新潟県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0362 048-600-0364 048-600-0426 (048-601-1297)
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区 三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-9801)
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区 大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6043 (06-6966-6089)
中国経済産業局 エネルギー対策担当	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5648)
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区 博多駅東2-11-1 福岡第一合同庁舎	092-482-5473 (092-482-5962)
沖縄総合事務局 経済産業部環境資源課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1757 (098-860-3710)

[記入注意事項]

1. 一般事項

(1) 報告書の様式

報告の様式は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」（以下、「施行規則」という。）に定められた様式第20に従ってください。

(2) 用紙の大きさ等

用紙の大きさは、日本工業規格A4（縦置き）としワードプロセッサ、パソコンで作成しても手書きでも構いませんので、文字はかい書で明瞭に記入してください。手書きで記入する場合は、消えたりにじんだりしないように黒又は青色の万年筆、ボールペンなどの筆記用具で記入してください。報告書の用紙は、複数枚としても構いません。

(3) 記入数字

記入数字は、すべて算用数字を用い、所定の単位に従って正確に記入してください。

(4) 提出後の記入内容の訂正

報告書を提出した後、記入内容に訂正の必要が生じた場合には、その都度速やかに報告書の提出先に報告してください。報告書の訂正は原則、訂正箇所を説明した書面を提出してください。（訂正報告書に規定の様式はありませんので、報告にあたっては提出先にご相談ください。）

(5) 報告するエネルギーの範囲

報告するエネルギーの範囲は、原則として、省エネ法及び施行規則において定められているエネルギーのうち貨物輸送に利用するもの、すなわち、揮発油、重油、経済産業省令で定める石油製品（軽油、石油ガス）、都市ガス並びに電気（非化石燃料のみで発電された電気〔太陽光発電、風力発電等により得られる電気〕又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるもの〔当該電気を発生させた者自ら使用する場又は当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用する場〕を除く。）等です。

なお、主要なエネルギーの種類及び単位は、定期報告書の様式にも示してありますので、これに従って記入してください。

(6) 定期報告書のオンライン報告（電子申請）及びフレキシブルディスク報告

本報告はオンライン報告（電子申請）による提出ができます。オンライン報告（電子申請）は経済産業省のホームページから行えますので、そちらを活用してください。また、本報告書は、フレキシブルディスクによる提出（フロッピーディスク等に電子データを保

存したものでの提出)も可能です。

※電子申請

<http://www.meti.go.jp/application/ONESTOP/e-Gov-URL-Link.html#a114>

※フレキシブルディスクによる提出

上記の電子申請の際に使用する電子ファイル様式について、フロッピーディスクに保存したものを直接窓口に提出してください。また、提出にあたっては様式第22「フレキシブルディスク提出票」を合わせて提出してください。

【参考】燃料等の定義

揮発油（ガソリン）	揮発油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～200℃の留分として得られる軽質液体留分。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車や航空機等）に燃料として使用されるものを計上のこと。
軽油	軽油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、200～350℃の留分として得られる中質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留し得られる同様の中質液体留分。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車や船舶等）に燃料として使用されるものを計上のこと。
重油 イ A重油 ロ B・C重油	重油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、300℃以上の留分として得られる中質・重質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留して得られる同様の重質液体留分。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（船舶等）に燃料として使用されるものを計上のこと。 A重油とは、重油のうち、引火点60℃以上、動粘度20mm ² /s以下、残留炭素分4%以下、硫黄分2.0%以下の性状を有するもの。 C重油とは、重油のうち、引火点60℃以上、動粘度20mm ² /s以上、残留炭素分4%以上、硫黄分2.0%以上の性状を有するもの。
液化石油ガス（LPG）	液化石油ガスとは、石油精製・化学工場における原油や石油製品の処理過程において発生するガスの成分中から回収したプロパン、ブタン等を主成分とするガス及び可燃性天然ガスから得られた物質。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上のこと。
ジェット燃料油	ジェット燃料油とは、石油製品のうち、軟質液体留分であってジェットエンジンに使用される燃料として特別の規格・基準に

	従って製造・調整されたもの。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（航空機等）に燃料として使用されるものを計上すること。
都市ガス	都市ガスとは、地域の家庭や企業に対して専用の施設及び配管網により、天然ガスや LPG 等を混合・希釈・調整し、地域のガス事業者から配送されるガス。なお、LPG をそのままボンベで供給する事業や、特定の建物等に大型ガスボンベと簡単な配管により供給する「簡易ガス事業」による需給量は、都市ガスには含まず LPG に計上する。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上すること。

昼間買電	昼間買電とは、一般電気事業者（電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者をいう。）から供給を受ける電気で 8 時から 22 時まで使用した電力をいう。定期報告書への記入に当たっては、その使用量を計上すること。
夜間買電	夜間買電とは、一般電気事業者（電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者をいう。）から供給を受ける電気で 22 時から翌日 8 時まで使用した電力をいう。定期報告書への記入に当たっては、その使用量を計上すること。
上記以外の買電	上記以外の電力とは、上記の一般電気事業者以外の事業者（PPS や特定供給等の特定電気事業者）から供給を受けた電力をいう。定期報告書への記入に当たっては、その使用量を計上すること。

2. 様式第 20 について

(1) 表紙

①報告書冒頭にある右上の欄の※印を付した「受理年月日」及び「処理年月日」欄には記入しないでください。

②報告書の左上の欄には「あて名」を記入してください。経済産業大臣への提出にあたっては、事業者の主たる事務所の所在地（本社等）を管轄する経済産業局長としてください。

（例：関東経済産業局長）

加えて、事業者の当該事業が、経済産業省以外の所管である場合には、当該事業所管

大臣にも提出してください。

事業所間大臣の一覧については別添資料 1 を、経済産業省以外の提出先一覧については別添資料 2 を参照ください。

③報告書の「年月日」欄には提出年月日を、「住所」欄には本社の所在地を、「氏名」欄には企業名並びに代表取締役等の役職名及び代表者名を記入の上、代表者印を押印してください。

④「特定荷主指定番号」の欄には、事業者の主たる事務所の所在地（本社等）を管轄する経済産業局から通知された 6 桁の指定番号を記入してください。

⑤「特定排出者番号」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガスの排出量 算定・報告・公表制度」のホームページ上から、「特定排出者コード検索」により事業者ごとの番号を確認の上、9 桁の番号を記入してください。

<温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度HP>

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

⑥「事業者名」の欄には、企業名を記入してください。

⑦「荷主の主たる事務所の所在地」の欄には、郵便番号、住所（県名から記入）のほか本報告書に関して問い合わせが可能な担当部署の電話番号及び F A X 番号を記入してください。

⑧「主要事業」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、事業者の主要な事業名及び細分類番号（4 桁）を記入してください。

なお、日本標準産業分類については、平成 19 年 11 月改訂の分類に基づく細分類番号を使用してください。日本標準産業分類の分類表は、総務省統計局のホームページにありますので、そちらを参照してください。

<総務省統計局のHP>

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>

⑨「作成担当者名」の欄には、本報告書の作成を担当した者（事業者が選任している省エネ責任者等）の氏名及び所属を記入してください。担当者が複数人の場合は、代表者を記入してください。

(2) 第1表

①輸送の区分に応じて付表と共通の識別（ID）番号を付与してください。

原則としては次のような設定方法となります。

- ・ 自家輸送／委託輸送
- ・ 貨物自動車／船舶／鉄道／航空機／その他
- ・ 燃料法／燃費法／トンキロ法
- ・ 前年度と算定方法が違う場合

このほか、幹線輸送／末端輸送（配送＋ミルクラン）など輸送形態、〇〇製品など貨物種類、〇〇会社分など事業組織や委託先輸送会社などに応じて ID を分けても構いませんが、あまり細かくならないように、まとめられるところはまとめてください。

②「貨物自動車」には、トラックやバン等貨物輸送に使用される自動車（二輪車を除く）が含まれます。

③「その他」には、船舶、鉄道、航空機等貨物自動車以外の輸送機関が含まれます。ただし、索道（リフト、ロープウェイ等）やベルトコンベアでの輸送は含まれません。

④「航空機」には、動力を持つ航空機、すなわち固定翼機（グライダーを除く）と回転翼機（ヘリコプター）及び飛行船等による輸送が含まれます。

⑤区分の（ ）内には、その ID の輸送区分を特徴付ける名称を記入してください。

例：専用便、一次物流、〇〇工場、トラクター、〇〇製品、〇〇事業本部、〇〇会社分

⑥「算定手法」は、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかを記載してください。また、当該 ID に対し「前年度からの変更」があるかどうかを判断し、「有」又は「無」に○をつけてください。なお、前年度と ID の設定方法が変わった場合、その新しい ID に含まれる前年度の ID の算定手法がいずれも新しい ID の算定手法と同じ場合のみ「無」に○をつけてください。

⑦「エネルギー使用量」には熱量換算量（GJ）を記入してください。熱量への換算については、下表に掲げる燃料にあっては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の右欄に掲げる熱量に換算して記入してください。

燃料・電気の種類	固有単位量	発熱量
揮発油	1 k l	34.6 GJ

軽油	1 k l	37.7 GJ
A 重油	1 k l	39.1 GJ
B・C 重油	1 k l	41.9 GJ
液化石油ガス(LPG)	1t	50.8 GJ
ジェット燃料油	1 k l	36.7 GJ
電気(昼間)	千 kWh	9.97 GJ
電気(夜間)	千 kWh	9.28 GJ
電気(上記以外)	千 kWh	9.76 GJ

出典：エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則別表第1

注1：都市ガスの単位発熱量は、ガス種類別の値を用いましょう。

注2：電気の熱量への換算値については、火力発電所の熱効率から求めた値を用いています。

注3：電気について、昼夜間の区別ができない場合は、全ての使用量を昼間の使用量として報告してください。

⑧エネルギー使用量の合計については、熱量換算量(GJ)及び原油換算量(kl)を記入してください。熱量換算されたエネルギー使用量を原油換算するにあたっては、国際標準の換算係数を用いて、発熱量千万kJ(10GJ)に相当する数量を原油0.258klとして換算してください。また、熱量換算量及び原油換算量は、小数点以下を四捨五入して整数として記入してください。

⑨「対前年度比」の欄は、前年度に提出した定期報告書において記載した値を用いて算出し、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

ただし、前年度において報告義務がなく報告をしていなかった場合は、「対前年度比」の欄は記入する必要はありません。

⑩補足欄には、重量、距離の算定方法、算定対象範囲に関する補足、例外的事項(拡大推計を含む)等を記載してください。また、「算定方法」の「前年度からの変更」が「有」の場合、変更内容を示しつつ変更理由を記載してください。都市ガスについてはガス会社ごとの単位発熱量を用いる場合は単位発熱量の実数を記載してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

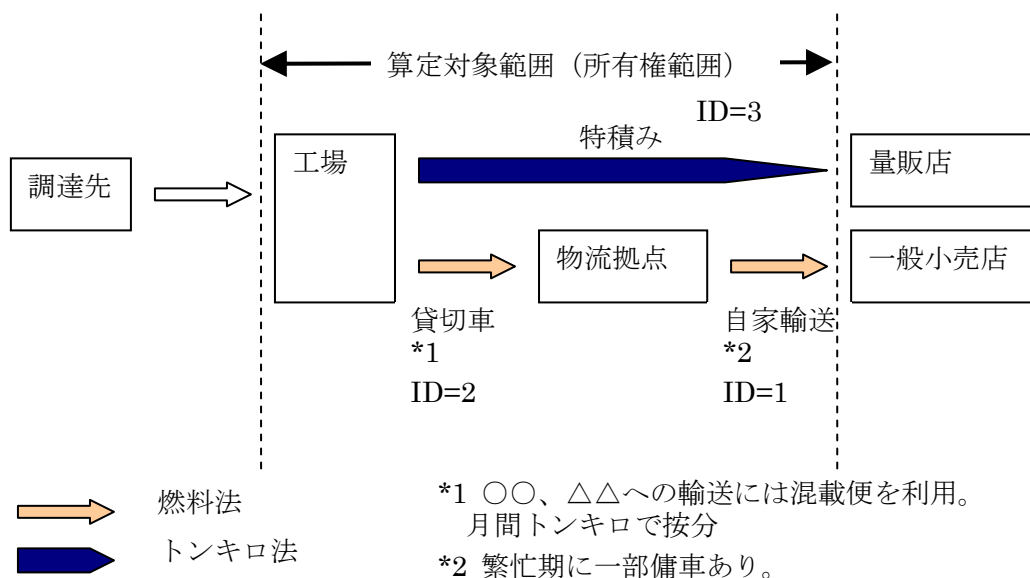
[記入例]

- ・ 貨物のうち容積のみがわかっているもの（〇〇、△△など）については、1m³あたり 280kg で重量に換算して求めた。
- ・ 貨物の輸送距離は、工場所在地と出荷先の県庁所在地のみなし距離（最短経路の道のりを計算した距離）を利用した。廃棄物については工場別に最も代表的な最終処分場とのみなし距離とした。
- ・ 輸出入については輸入港から工場、工場から輸出港の輸送を含む。
- ・ 物流センターで受領する商品（プライベートブランドなど）について、センターから店舗までの輸送を対象に算定した。一般の商品は店舗で受領するため対象外となる。
- ・ 内航船舶の燃費データを船会社から入手可能となったため、今年度は燃費法に変更した。

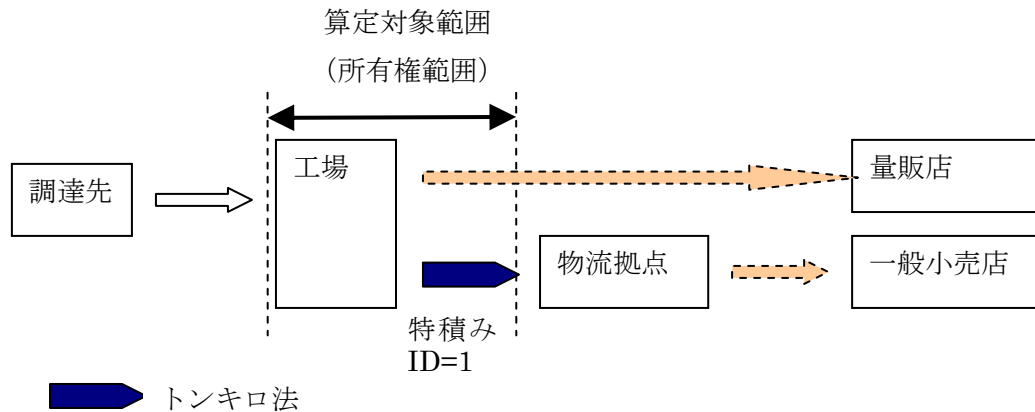
また、算定範囲を図等わかりやすい方法で示し、定期報告書に別紙として添付してください。図中には ID 番号を示しどの ID がどの輸送に対応しているかがわかるようにしてください。

[記入例]

(例 1)



(例2)



(3) 付表 1

①燃料法を用いて算定する輸送区分 (ID) が一つでもある場合には、この表にその ID について記入してください。

②ID の設定方法や輸送区分の記載方法は第 1 表に合わせてください。

③「エネルギー使用量」には固有単位量の数値 (軽油の場合には kl) 及び熱量換算量 (GJ) を記入してください。具体的な固有単位量の単位及び熱量換算係数については、(2) の表を参照してください。

④補足欄には、燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して、算定対象範囲、拡大推計を含む例外的事項、前年度からの算定方法の変更事項等を記載してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

(4) 付表 2

①燃費法を用いて算定する輸送区分 (ID) が一つでもある場合には、この表にその ID について記入してください。なお、燃費法とは単位燃料使用量当たりの輸送距離 (km/l) から算定する方法ですが、船舶の場合の単位時間当たりの燃料使用量 (l/h) から燃料使用量を推計する方法など、その他の各輸送機関の使用量と燃料使用量とを換算する係数から算定する方法も燃費法とみなすことができます。

②ID の設定方法や輸送区分の記載方法は第 1 表に合わせてください。

③「輸送距離」には車両等が荷主の貨物輸送を行った輸送距離（エネルギー使用量の算定範囲に含まれる輸送距離）の総和を記入してください。

④「エネルギー使用量」には固有単位量の数値（軽油の場合にはkl）及び熱量換算量（GJ）を記入してください。具体的な固有単位量の単位及び熱量換算係数については、(2)の表を参照してください。

「平均燃費」は次式で求めて記載してください。

$$\text{平均燃費} = \text{輸送距離 (km)} \div \text{エネルギー使用量 (数値)}$$

⑤補足欄には、燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して、燃費の適用方法（4t車の燃費は〇〇、10t車の燃費は〇〇と設定等。ただし、積載率等の指標に応じて設定している場合その指標値も含む）、例外的事項（拡大推計を含む）、前年度からの算定方法の変更事項等を記載してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

(5) 付表3

①トンキロ法を用いて算定する輸送区分（ID）が一つでもある場合には、この表にそのIDについて記入してください。

②IDの設定方法や輸送区分の記載方法は第1表に合わせてください。

③「輸送量」にはその輸送区分で輸送した貨物の輸送量を千トンキロ単位で記載してください。

④「エネルギー使用量」には固有単位量の数値（軽油の場合にはkl）及び熱量換算量（GJ）を記入してください。具体的な固有単位量の単位及び熱量換算係数については、(2)の表を参照してください。

⑤「平均積載率」にはトンキロ法の貨物輸送量当たり燃料使用量を設定した際に用いた積載率を記入してください。

⑥「エネルギー消費原単位」は次式で求めて記載してください。

$$\text{エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)}$$

$$= \text{エネルギー使用量 (kl)} \div (\text{輸送量 (千トンキロ)} \times 1000)$$

となりますが、船舶、鉄道、航空機についてはエネルギー消費原単位を原油換算 kl ベースで記載してください。この場合、エネルギー消費原単位は下記ようになります。

$$\begin{aligned} & \text{エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)} \\ & = \text{エネルギー使用量 (GJ)} \times \text{原油換算係数} \\ & \quad (0.0258\text{kl/GJ}) \div (\text{輸送量 (千トンキロ)} \times 1000) \end{aligned}$$

⑦補足欄には、トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して、積載率の適用方法（4t 車の積載率は〇〇、10t 車の積載率は〇〇と設定等）、トンキロの算定方法、例外的事項（拡大推計を含む）、前年度からの算定方法の変更事項等を記載してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

(6) 第 2 表

①第 2 表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、売上高、輸送コスト、輸送重量、輸送トンキロ等荷主としての委託輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係を持つ値を記載し、その種類（売上高、輸送重量等）と単位（円、百万 t 等）を（ ）内に記入してください。必要に応じて補助単位（千、万等）を使用してください。いずれを選択するかについては、1 年間の中で、ある時期については売上高、その他の期間については出荷重量ということはずし、年間を通じて同一のものを記入してください。

なお、前年度以前に本報告をした場合には、原則として、その際に用いた種類及び単位により記載してください。事業構造の変化等のやむを得ない事情により種類及び単位を変更する場合には、その理由と新旧の種類及び単位による前年度・本年度の値の対比表を第 4 表に記入してください。

②第 2 表の上段の「年度」の欄には、当該年度を記入してください。

③「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」を複数設定した場合には、（ ）内に値の種類及び単位を上から順に記載し、その行の右側に並ぶように順に数値を記載してください。また、第 4 表に複数の値から一つの原単位の分母を設定する方法を記入してください。

④「対前年度比」の欄は、第 1 表と同様に算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。

ただし、本年度において「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の種類及び単位を変更する場合には、以下のいずれかの方法により対前年度比を求めてください。

- ・前年度の値も今年度と同じ方法で設定して対前年度比を求める。
- ・今年度の値を前年度と同じ方法でも設定し、今年度の値の下に括弧書きで示し、対前

年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。

前年度において報告義務がなく報告をしていなかった場合は、「対前年度比」の欄は、記入する必要はありません。

(7) 第3表

①上段の「年度」の欄には、当該年度を記入してください。

②「エネルギーの使用量（原油換算kl）(②)」の欄には、第1表の「原油換算kl②」の値を使用してください。

③「エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(①)」の欄には、第2表の「エネルギー使用量と密接な関係をもつ値①」の値を使用してください。

④「対前年度比」の欄は、第1表と同様に算出し、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。

ただし、本年度において第2表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の種類及び単位を変更し、原単位の設定方法を変更する場合には、以下のいずれかの方法により対前年度比を求めてください。また変更する場合には第4表にその理由を示してください。

- ・前年度の原単位も今年度と同じ方法で算定して対前年度比を求める。
- ・今年度の原単位を前年度と同じ方法でも算定し、今年度の原単位の下に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。

前年度において報告義務がなく報告をしていなかった場合は、「対前年度比」の欄は、記入する必要はありません。

(8) 第4表

第2表において「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」を複数設定した場合、複数の値から一つの原単位の分母を算定する方法を記入してください。

[記入例]

A部門では製品の出荷枚数を、B部門では売上高を原単位の分母（エネルギー使用量と密接な関係を持つ値）とし、それらの重み付け合算により分母を定めた。

具体的には、まずエネルギー使用量1GJあたりの出荷枚数（A部門）と売上高（B部門）とをそれぞれ以下のように求め、同じエネルギー使用量となる出荷枚数と売上高の換算係数を求めた。

A部門：2,000枚／50,000GJ=0.04枚／GJ

B 部門：600 百万円／12,000GJ=0.05 百万円／GJ

よって、換算値（B 部門の売上高百万円に相当する A 部門の枚数）=0.8 枚／百万円
これを用いて、重み付け合算値を、下記のように設定した。

2,000 枚+600 百万円×0.8 枚／百万円=2,480 枚

また、第 3 表においてエネルギーの使用に係る原単位の算定方法を変更した場合、変更した理由を記入してください。

なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

(9) 第 5 表

①上段の「年度」の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を順に記入してください（左から古い順に当該年度が右端となるよう記入してください）。

②「5 年度間平均原単位変化」は、左から順に各年度における原単位の対前年度比をそれぞれ(A)、(B)、(C)、(D)とした場合（(D)は当該年度の原単位の対前年度比）、下記の式により求め、小数点以下第 2 位を四捨五入し百分率(%) で表示してください。

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 } (\%) = (\text{A} \times \text{B} \times \text{C} \times \text{D})^{1/4} (\%)$$

③「対前年度比」の欄は、第 1 表と同様に算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。

ただし、原単位の算定方法を変更した場合、以下のいずれかの方法で記入してください。

- ・過去の原単位も今年度と同じ方法で算定して対前年度比を求める。
- ・算定方法を変更する毎に記載する行を改行して記載する。変更した年度の原単位を前年度と同じ方法でも算定し、その年度の原単位の上（以前の算定方法での原単位を記載した行の右端）に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。

(10) 第 6 表

過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均 1%以上改善できなかった場合とは、第 5 表の 5 年度間平均原単位変化が計算値で 99.0(%) を超えた場合が該当します。（イ）にその理由を記入してください。

[記入例]

- ・取引先が変化し発送タイミングに対する予測精度が下がったため緊急輸送が多発したことにより積載率が低下した。

- ・ 過去数年で製品単価が減少したため輸送量の割に原単位の分母となる売上高が低下し原単位が悪化した。
- ・ 2年前にエネルギー使用量の算定を改良トンキロ法から燃料法に変更した結果、内航船舶によるエネルギー使用量の算定結果が〇%程度大きくなった。
- ・ 2000年より物流における省エネルギーに積極的に取り組んだ結果積載率が〇〇%（2000年）から〇〇%（2005年）に既に向上しており（業界平均は約〇〇%と見られる）、商品構成の変動がある中、これ以上の積載率向上が困難だった。

またエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合とは、第5表の当該年度における対前年度比が計算値で **100.0%以上** の場合が該当します。（ロ）にその理由を記入してください。なお、（ロ）の理由が（イ）と同じ場合には「（イ）と同じ」と記入してもかまいません。

[記入例]

- ・ 主要な取引先が遠隔地に移転したため輸送距離が〇%程度増加した。
- ・ 昨年までは調達先に工場まで輸送させていたが今年から〇〇の調達物流も自社が直接貨物輸送会社に委託して輸送するように変更したため原単位が悪化した。なお、複数の調達先から混載輸送して輸送するようにしたため調達物流を含む全体としてはエネルギー使用量が低減した。

なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

(11) 第7表

①第7表は、「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準（平成18年3月29日）」（以下、「判断基準」という。）に示される項目のうち、「I エネルギーの使用の合理化の基準」に示す項目について、その遵守状況を記載するものです。

②対象項目について、該当するものに「✓」印又は「■」印を付してください。

「取組方針の作成とその効果等の把握」については、「実施中」、「今後実施」、「検討中」、「実施せず」の4つの選択肢から、その他の項目は「実施中」、「今後実施」、「検討中」、「該当なし」、「実施せず」の5つの選択肢から選択するようになっていきます。なお、「該当なし」は、検討したが合理化に資するものでないと判断して実施を見送った場合等に選択してください。

なお、「環境に配慮した製品開発（製造業）」については、事業者全体でみた場合に製造業ではなくても、製造部門を有していれば上記の5つの選択肢より選択してください。

また、全く製造部門がない事業者については、「該当なし」を選択してください。

(12) 第8表

当該年度に、荷主としてエネルギーの使用の合理化に関し実施した具体的な措置について記入してください。判断基準に含まれないエネルギーの使用の合理化に関する取組を記載してもかまいません。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

[記入例]

- ・ 省エネルギー推進組織の新設又は整備若しくは活動。
- ・ 省エネルギー活動計画の策定及び実施の状況。
- ・ エネルギー効率向上のための基準の策定、改廃の状況。
- ・ エネルギー効率向上のための物流効率化の取組状況。
- ・ エネルギー効率向上のための設備等の整備。
- ・ 省エネルギー活動のための貨物輸送事業者、着荷主等との連携・調整の状況。

(13) 第9表

■1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

付表1～3に示される燃料種類ごとの燃料等使用量から算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量をt単位の二酸化炭素量で記入してください。ただし、付表3に示される鉄道、船舶、航空機については、輸送量(千トンキロ)から二酸化炭素の排出量を算定してください。また、記入する数値は、原則として有効桁数によらず小数点以下の数字を切り捨てた整数値としてください。なお、燃料種類ごとのエネルギー使用量あたりの二酸化炭素排出量及び鉄道、船舶、航空機における輸送量あたりの二酸化炭素排出量は次のとおりです。

○燃料種類ごとのエネルギー使用量あたりの二酸化炭素排出量

・ 燃料

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{エネルギー使用量 (GJ)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

・ 電気

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{排出係数 (tCO}_2\text{/kWh)}$$

No.	燃料・電気の種類	単位	排出係数
1	ガソリン	GJ	0.0183tC/GJ
2	軽油	GJ	0.0187tC/GJ
3	A 重油	GJ	0.0189tC/GJ
4	B・C 重油	GJ	0.0195tC/GJ
5	液化石油ガス (LPG)	GJ	0.0161tC/GJ
6	ジェット燃料油	GJ	0.0183tC/GJ
7	都市ガス	GJ	0.0136tC/GJ
8	電気	kWh	0.000555tCO ₂ /kWh

出典：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令別表第1

注1：排出係数は年により変化する場合があるため最新のデータを利用しましょう。

注2：上表の電気の排出係数より小さい電気事業者については、電気事業者ごとの排出係数を国が公表しています (<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>を参照)。

○鉄道、船舶、航空機における輸送量あたりの二酸化炭素排出量

輸送機関	CO ₂ 排出原単位 (gCO ₂ /トンキロ)
鉄道	22
船舶	39
航空機	1,490

注1：原単位は年毎に変化するため最新のデータを利用しましょう。

注2：デフォルト値として示した上記原単位のほかに、今後新たに詳細な原単位が設定された場合には、国のガイドライン（ロジスティクス分野におけるCO₂排出量算定方法共同ガイドライン）や業界の設定値を参考にして活用していただけます。

■2 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数について、区分別に算定方法又は係数の内容を記載してください。ここでいう算定方法又は係数とは、燃料使用量または電気の使用量から二酸化炭素排出量を求める際の算定方法又は係数を指しています。このため具体的には、燃料法又は燃費法において、鉄道や電気自動車に自家発電の際の排出係数(tCO₂/kWh)を用いた場合などが該当します。

■3 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

まず、1. の報告が「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」*に相当し、権利利益の保護に係る請求を行う場合、「1. 有」に○をつけ、権利利益の保護に係る請求を添付してください。請求を行わない場合には、「2. 無」に○をつけてください。

*地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項に基づく規定です。

次に、1. の報告に関して、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等*の提供を行う場合、「1. 有」に○をつけ、当該様式を添付してください。提供を行わない場合には、「2. 無」に○をつけてください。

*地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の8第1項に基づく規定です。

事業所管大臣の一覧（表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。）

事業所管大臣	所管する事業
内閣総理大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車運転教習所 ●警備保障 ●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣と共管） ●質屋 ●中古品の売買
金融大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●特定目的会社（SPC） ●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管 ●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管
総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●信書送達業（郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うこと） ●放送業 ●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。） ●通信工事（国土交通大臣と共管） ●宝くじの販売
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●貴金属（金属製品を除く。）の売買※又は輸出入※ →貴金属（アクセサリ）の加工は経済産業大臣所管 ●酒類、たばこ又は塩の製造、売買又は輸出入※ ●通関業※
文部科学大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。 ●著作権に関する事業 ●出版物の製造、製作 ●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要 ●宗教団体、宗教団体事務所 ●学術・文化団体 ●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売 ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ ・医薬品（動、植物用を除く。） ・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管） ・医薬部外品 ・食品添加物（農林水産大臣と共管） ・化粧品（研究開発に限る。）※ ・食肉加工製品（農林水産大臣と共管） ・栄養食品（農林水産大臣と共管） ・健康食品（農林水産大臣と共管） ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※） ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※） ・眼鏡、コンタクトレンズ ・健康維持用品※

事業 所管 大臣	所管する事業
厚生 労働 大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管） ●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテルに基づく登録を受けているもの）を除く。） ●洗濯 ●理容 ●美容 ●公衆、特殊浴場 ●映画館※ ●劇場 ●興行場 ●臨床検査 ●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない。） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●上水道業 ●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業 ●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管） ●民営職業紹介事業 ●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管
農林 水産 大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※ ●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップ又は、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠又は木材チップは※）、又は輸出入※、リース※ ・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管） ・食用アミノ酸 ・グルタミン酸ソーダ ・イースト又は酵母剤 ・動植物油脂 ・飼料 ・氷 ・肥料※ ・農薬（厚生労働大臣と共管） ・動、植物用医薬品 ・動植物用医療機器 ・農機具※ ・温室 ・園芸用品 ・生糸 ・麻のねん糸 ・木材 ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） →塗装した単板・合板は経済産業大臣専管 ・真珠（養殖・加工剤を含む。） ・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管 ・栄養食品（厚生労働大臣と共管） ・健康食品（厚生労働大臣と共管） ・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管 ・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。 ・食品添加物（厚生労働大臣と共管） ・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管） ●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●木材薬品処理業※ ●造園業 ●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要） ●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管） ●競馬場

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
経済 産業 大臣	<p>●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業以外の事業</p> <p>このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照して下さい。</p> <p>経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業のすべてではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機（製造、卸売、輸出入） ・自動車（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入） ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入） ・貴金属（アクセサリー）の加工 ・新聞業 ・印刷業 ・総合リース業 ・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管 ・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要 ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボートリング場又は競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管 ・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要 ・スポーツ・プロモーション ・興信所 ・広告、宣伝 ・経営コンサルタント業 ・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管） ・集金代行 <p>－原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。</p> <p>－原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管</p> <p>－油脂は石油に含まれません。</p> <p>－加工は製造に含まれます。</p>

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
国土 交通 大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管） ●梱包※ ●鉄道業 ●港湾運送関連事業 ●船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋） ●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。） ●サルベージ ●海事業務（検数・検量・鑑定等） ●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、船用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※又はリース※ ●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車又は原動機付自転車を除く。）の製造、売買※又はリース※ ●自動車の小売※、リース※ ●自動車の整備 ●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●航空機の整備 ●旅行業 ●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの） ●倉庫業 ●自動車の競走場 ●遊園地 ●気象観測・予報等 ●自動車道事業 ●建設業 ●測量業 ●不動産業 ●下水道業 ●建築士
環境 大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管） ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管

（注1）複数の事業を行っている特定荷主においては、主たる事業には日本標準産業分類の細分類に従って記入して下さい。

（注2）複数の大臣が共管する事業を主たる事業として行う場合には、複数の事業所管大臣のすべてに提出いただくと共に、経済産業大臣にも併せて提出して下さい。

（注3）学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

（注4）国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体にかかる事業所の事業については、原則として事業の内容によって判断します。

（注5）以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、以下の地方支分部局の長に提出するようにして下さい。

省 庁 名	担 当 課
財務大臣	財務局長（本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣	地方厚生局長（本社機能を有する事務所の所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合には四国厚生支局長）
農林水産大臣	地方農政局長
経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
環境大臣	地方環境事務所長
金融庁	財務局長（本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）

- ・ 農林水産大臣が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が北海道の場合には、農林水産大臣（本省）が提出先となります。
- ・ 財務大臣（国税局長）が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、沖縄国税事務所長が提出先となります。
- ・ 財務大臣（財務局長）、農林水産大臣（地方農政局長）、経済産業大臣（経済産業局長）、国土交通大臣（地方整備局長・地方運輸局長）が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、沖縄総合事務局長に1通提出することとなります。

別添資料 2

定期報告書の提出先一覧

省庁名	担当局部課	窓口電話番号 (FAX 番号)
警察庁	長官官房 総務課	03-3581-0141 (内線 2156) (03-3581-0559)
金融庁	総務企画局 政策課 (照会先) (提出先は各監督担当課まで)	03-3506-6000 (内線 3116) (03-3506-6267)
総務省	大臣官房企画課	03-5253-5158 (内線 1420) (03-5253-5160)
法務省	大臣官房 秘書課	03-3580-4111 (内線 2083) (03-5511-7200)
外務省	国際社会協力部 気候変動室	03-5501-8000 (内線 5518) (03-5501-8244)
財務省	北海道財務局	011-709-2311 (内線4270) (011-709-2196)
	東北財務局	022-263-1111 (022-217-4093)
	関東財務局	048-600-1111
	北陸財務局	076-292-7860 (総務課) (076-291-6226)
	東海財務局	052-951-1772 (総務課) (052-951-0194)
	近畿財務局	06-6949-6350
	中国財務局	082-221-9221 (082-502-3688)
	四国財務局	087-831-2131 (087-862-8780)
	九州財務局	096-353-6351 (096-324-0926)
	九州財務局 福岡財務支局	092-411-7281
	沖縄総合事務局 財務部	098-866-0062 (財務課) (098-866-3094)
	札幌国税局	011-231-5011
	仙台国税局	022-263-1111
	関東信越国税局	048-600-3111
	東京国税局	03-3216-6811
	金沢国税局	076-231-2131
名古屋国税局	052-951-3511	

省庁名	担当局部課	窓口電話番号 (FAX 番号)
財務省	大阪国税局	06-6941-5331
	広島国税局	082-221-9211
	高松国税局	087-831-3111
	福岡国税局	092-411-0031
	熊本国税局	096-354-6171
	沖縄国税事務所	098-867-3601
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部参事官(技術担当)付	03-6734-2324 (03-6734-3695)
厚生労働省	北海道厚生局	011-709-2311 (011-709-2704) (総務課)
	東北厚生局	022-726-9260 (総務課) (022-726-9267)
	関東信越厚生局	048-740-0711 (総務課) (048-601-1325)
	東海北陸厚生局	052-971-8831 (総務課) (052-971-8861 (総務課, 健康課))
	近畿厚生局	06-6942-2241 (06-6946-1500)
	中国四国厚生局	082-223-8181 (総務課) (082-223-8155)
	四国厚生支局	087-851-9565 (087-822-6299)
	九州厚生局	092-472-2361 (総務課) 098-853-7350 (沖縄分室) (092-474-2244 (総務課)) (098-853-4495 (沖縄分室))
農林水産省	総合食料局食品産業企画課 (本省)	03-3502-8111 (内線 4141) (03-3508-2417)
	東北農政局生産経営流通部食品課	022-263-1111 (内線 4443) (022-217-4180)
	関東農政局生産経営流通部食品課	048-600-0600 (内線 3141) (048-740-0081)
	北陸農政局生産経営流通部食品課	076-263-2161 (内線 3394) (076-232-5824)

省庁名	担当局部課	窓口電話番号 (FAX 番号)
	東海農政局生産経営流通部食品課	052-201-7271 (内線 2343) (052-219-2670)
	近畿農政局生産経営流通部食品課	075-451-9161 (内線 2391) (075-414-7345)
	中国四国農政局生産経営流通部食品課	086-224-9415 (内線 2153) (086-232-7225)
	九州農政局生産経営流通部食品課	096-353-3561 (内線 4283) (096-324-1439)
	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料流通課	098-866-0031 (内線 83496) (098-866-1179)
国土交通省	総合政策局 環境政策課 (本省)	03-5253-8111 (内線 24322)
	東北地方整備局	022-225-2171 (大代表)
	関東地方整備局	048-601-3151
	北陸地方整備局	025-280-8880
	中部地方整備局	052-953-8119 (代表)
	近畿地方整備局	06-6942-1141 (代表) (06-6943-1629)
	中国地方整備局	082-221-9231 (代表)
	四国地方整備局	087-851-8061 (代表)
	九州地方整備局	092-471-6331 (代表)
	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部	098-866-0071 (管理課) (098-866-9049)
	北海道開発局	011-709-2311
	北海道運輸局	011-290-2724
	東北運輸局	022-791-7509
	関東運輸局	045-211-7267
	北陸信越運輸局	025-244-6116
	中部運輸局	052-952-8045
	近畿運輸局	06-6949-6466
	神戸運輸監理部	078-321-3144
	中国運輸局	082-228-3495
	四国運輸局	087-825-1173
九州運輸局	092-472-2330	
内閣府沖縄総合事務局 運輸部	098-866-0031 (企画室) (098-866-1812)	

	東京航空局	03-5275-9292
	大阪航空局	06-6949-6211
環境省	北海道地方環境事務所 環境対策課	011-251-8702 (直通)
	東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871 (直通)
	関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814 (直通)
	関東地方環境事務所 新潟事務所	025-249-7575 (代表)
	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132 (直通)
	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0700 (代表)
	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1577 (代表)
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	082-511-0006 (代表)
	中国四国地方環境事務所 高松事務所	087-811-7240 (代表)
	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-214-0311 (代表)
	九州地方環境事務所 福岡事務所	092-437-8851 (代表)
防衛省	大臣官房 文書課 環境対策室	03-3268-3111 (内線 20901) (03-5261-2327)

改訂履歴

平成23年4月20日修正（平成22年6月8日版からの修正内容）

- 「2. (13) 第9表」(18p) エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量の報告数値について、原則として小数点以下の数字を切り捨てた整数値で記入する旨に修正